

法人名 医療法人 三裕会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市西区拾六町二丁目23番10号

財 産 目 録

(令和 5 年 9 月 30 日現在)

1. 資	産	額	473,107 千円
2. 負	債	額	232,277 千円
3. 純	資 産	額	240,830 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	416,681
B 固 定 資 産	56,426
C 資 産 合 計 (A+B+C)	473,107
D 負 債 合 計	232,277
E 純 資 産 (D-E)	240,830

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 三裕会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市西区拾六町二丁目23番10号

貸 借 対 照 表

(病院又は介護老人保健施設を開設する経過措置型医療法人)

(令和 5 年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	416,681	I 流 動 負 債	43,464
現金及び預金	341,544	支払手形	0
事業未収金	73,088	買掛金	2,184
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	1,932	未払金	25,289
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	0	未払法人税等	13,102
立替金	19	未払消費税等	573
その他の流動資産	98	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	56,426	仮受金	0
1 有 形 固 定 資 産	42,085	預り金	2,316
建物	32,515	前受収益	0
設備	1,996	その他の流動負債	0
構築物	518		
一括償却資産	0	II 固 定 負 債	188,813
工具器具備品	2,473	医療機関債	0
車両及び船舶	1	長期借入金	168,813
リース資産	0	役員借入金	20,000
その他の有形固定資産	4,582	繰延税金負債	
2 無 形 固 定 資 産	322	その他の固定負債	
電話加入権	322	負債合計	232,277
ソフトウェア	0	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産		科 目	金 額
3 その他の資産	14,019	I 資 本 金	60,000
出資金	10	II 資本剰余金	
会館協力金	1,200	II 利益剰余金	180,830
敷金	12,643	繰越利益積立金	180,830
リサイクル預託金	21	III 評価・換算差額等	
保有医療機関債		その他有価証券評価差額金	
その他長期貸付金		繰延ヘッジ損益	
長期前払費用			
繰延税金資産		純 資 産 合 計	240,830
その他の固定資産	145	負債・純資産合計	473,107
資 産 合 計	473,107		

(注) 表

法人名 医療法人 三裕会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市西区拾六町二丁目23番10号

損 益 計 算 書

(病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

(自 令和 4 年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		442,301
2 事業費用		
(1) 事業費	360,547	
(2) 本部費		360,547
本来業務事業利益		81,754
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		0
事業利益		81,754
II 事業外収益		
受取利息	3	
その他の事業外収益	9,148	9,151
III 事業外費用		
支払利息	404	
その他の事業外費用	0	404
経常利益		90,501
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		0
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	2,002	2,002
税引前当期純利益		88,499
法人税・住民税及び事業税	19,609	
法人税等調整額	0	19,609
当期純利益		68,890

- (注) 1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数	
病 院	医療法人 三裕会 拾六町病院	福岡市西区拾六町二丁目23番10号	一般病床	床
			療養病床	62 床
			[医療保険	62 床]
			[介護保険	床]
			精神病床	床
			感染症病床	床
			結核病床	床
診療所			一般病床	床
			療養病床	床
			[医療保険	床]
			[介護保険	床]
介護老人 保健施設			入所定員	名
			通所定員	名

注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

注) 1 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 11 月 30 日	令和 3 年度決算の承認の件
令和 5 年 9 月 30 日	令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証券の写しの添付に代えても差し支えない。

- (7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

平成 年 月 日

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

平成 年 月 日

- (9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する(任意)

法人名 医療法人 三裕会

所在地 福岡県福岡市西区拾六町二丁目23番10号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人三裕会

理事長 倉光 正太郎 殿

私は、医療法人三裕会の令和4年会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月24日

医療法人 三裕会

監事 平川 浩紹